

## 県外向けポッドキャスト制作・配信業務委託に係る企画提案公募要領

### 1 趣旨

山梨県では、県外在住者に向けて本県の多様な魅力（観光・食・自然・文化等）や、将来を見据えた施策・地域の挑戦事例を分かりやすく発信し、新たな関心や交流、移住・関係人口の拡大につなげることを目的として、ポッドキャスト番組を制作・配信する事業を実施する。

従来の広報手段では情報が届きにくい層、とりわけ若年層やデジタルネイティブ層に対する効果的なアプローチを実現するため、企画力・発信力・制作技術を備えた事業者から広く提案を募るものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名称

県外向けポッドキャスト制作・配信業務委託

#### (2) 業務内容

別紙1「県外向けポッドキャスト制作・配信業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (4) 予算上限額

金5,626,500円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

### 3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定す

る子会社をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ)の関係にある場合。

(イ)親会社等と同じくする子会社等との関係にある場合。

## ②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
  - ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
  - iv. 組合の理事
  - v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
- (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

## ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 4 スケジュール

募集開始	令和8年5月18日(月)
参加申込書提出期限	令和8年6月4日(木)午後5時
質疑書の締切	令和8年6月4日(木)午後5時
企画提案書提出期限	令和8年6月18日(木)午後5時
書面審査(応募多数の場合)	令和8年6月25日(木)
審査委員会	令和8年7月10日(金)予定

## 5 応募手続き

### (1) 書類等提出先、質問受付（共通）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ

電話：055-223-1338

メールアドレス：[koucho@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:koucho@pref.yamanashi.lg.jp)

### (2) 参加申込書の提出

#### ①提出書類（各1部提出）

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 会社概要等整理表（様式3）

※ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。

(エ) 法人登記簿謄本（写し可）

(オ) 実施体制表（様式4）

※ ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、審査結果通知書（写）を添付することにより、上記イ～エの書類は不要とする。

#### ②提出期限

令和8年6月4日（木）午後5時必着

#### ③提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

④提出期間までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤申請後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

### (3) 企画提案に関する質問の受付

#### ①質問様式

質問票（様式7）を使用すること。

#### ②受付期限

令和8年6月4日（木）午後5時必着

#### ③質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は、「県外向けポッドキャスト制作・配信業務質問」とすること。
- ・電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

#### ④回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申し込みをしている者全員に対して電子メールにて回答する。

#### ⑤その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案の内容に直接関係ない質問や回答することにより本企画提案の公平性を保てない等と判断した質問には回答しないこともある。

### (4) 企画提案書等の提出

#### ①提出書類

(ア) 企画提案書（様式8）・・・・・・・・ 6部（コピー可）

※ 別紙1「県外向けポッドキャスト制作・配信業務委託仕様書」に基づき、以下の項目を含めて作成すること。

- ・実施体制
- ・キャスティング案
- ・広告出稿計画
- ※ 提案1事業者につき、1提案とすること。
- ※ 企画提案書には、提案事業者の名称を記載しないこと。
- (イ) 見積書(様式任意)・・・・・・・・・・ 1部
  - ※ 見積書の合計金額(税込)は「2 業務の概要(4) 予算上限額」の額を超えないこと。
  - ※ 可能な限り内訳を記載すること。(「一式」は不可)
- (ウ) 過去に受託した類似業務の実績・・・・・・・・・・ 1部
  - ※ 本業務に類似するものについて概要がわかる資料を添付すること。
- (エ) その他、本業務に対し、予算上限額内でより効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等

②提出期限

令和8年6月18日(木)午後5時必着

③提出方法

- ・持参又は郵送(持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
- ・また、企画提案書についてはPDFを別途メールで送付すること。
- ④提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。
- ⑤一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。
- ⑥「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
  - ・公募要領の規定に反した提案
  - ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査方法・基準

(1)実施方法

Microsoft Teamsによるオンライン

(2)実施日時

令和8年6月30日(火)(入室時間及びURLは個別に通知する。)※予定  
 ※参加事業者多数の場合には事前に書面審査を行い、3事業者を選定する。

(3)持ち時間

1者25分(うち説明15分以内、質疑10分を目安とする)

(4)審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとする。

(5)審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。

(6)審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。

(7)審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。

(8)第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。

(9)選定結果等は、県のホームページで公表する。

※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 契約に関する事項

(1)契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則という。」）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙1仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

## 8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
  - ① 提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
  - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
  - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。
- (4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、応募を認めないことがある。
- (6) 企画提案者が審査委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めるなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。

## 9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ

電話：055-223-1338

メールアドレス：[koucho@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:koucho@pref.yamanashi.lg.jp)